

## **[事案 2024-180] 新契約取消請求**

・令和7年2月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-181] の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和3年10月に募集代理店を通じて契約した利率変動型積立終身保険について、契約時、募集人から、保険料の減額をしても、一部解約として取り扱われず、これまでの保険料はそのまま運用され、契約者にとっての損失は発生しない等と説明されたが、実際は保険料を減額した場合、契約は一部解約として処理され、契約者にとっては損失が発生するものであったことから、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約時、募集人は、申立人に対して、保険料の減額は保険契約の一部解約という扱いになり、解約分については解約返戻金として処理されるので、運用には至らない旨の説明を行っており、損はしないとの説明は行っていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。